

糸魚川市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全（以下「環境の保全」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民等 市民、滞在者（通勤、通学、観光旅行等で滞在する者をいう。）及び民間団体（市民又は事業者が組織する民間の団体をいう。）をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われな

なければならない。

- 2 環境の保全是、多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全是、環境への負荷の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。
- 4 環境の保全是、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 5 地球環境の保全是、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活及び活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に

のっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合い、及び共生することができる環境を確保すること。
- (5) 身近な自然及び歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、再生資源の利用、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映するよう努めるとともに、第24条に規定する糸魚川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全について配慮しなければならない。

(事業実施時における環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(自然環境の保全等)

第13条 市は、豊かな自然環境及び歴史的文化的特性に配慮し、良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減のための措置)

第14条 市は、事業者及び市民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道及び廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措

置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境の保全に関する教育等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの活動の意欲を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第18条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を推進するものとする。

- 2 市は、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力し、地球環境の保全に関する情報の提供等に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

- 2 市は、事業者及び市民等と協力して環境の保全に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(広域的な施策の連携)

第23条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、糸魚川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。